

文書偽造罪における「偽造」の程度を判断する際の考慮事項

—東京地裁平成 22 年 9 月 6 日判決 「有印公文書偽造被告事件」—¹

1. 事実の概要

- (1) 被告人は、東京都公安委員会が第三者に対して交付していた、有効期限の徒過した駐車禁止除外指定車標章を利用し、同標章の有効期限欄、発行日欄に記載された数字部分に、異なる数字を記載した紙片を密着させて固定した。
- (2) 紙片に記載されていた数字の大きさ、形状、色、印字内容、字体等は真正な記載と酷似していた。
- (3) 弁護人は、被告が数字の記載された紙片を日付の数字部分に載せた事は認めながらも、載せた紙片の上部がめくれて少し浮かび上がる状態であったなど偽造方法は稚拙で、その外観において実在の公務書の作成した文書と誤信させる程度には至ってないとして無罪を争った。

2. 判旨

東京地裁は、上記(1)(2)の事実を認定した事に加えて、下記のような判断をした。

「…警察官等がフロントガラス越しに確認するという駐車禁止除外指定車標章の本来的な用法も併せ考慮すれば、…本件標章が、一般人をして東京都公安委員会が作成した真正な公文書と信じさせるに足る程度の外観を備えたものといえることは明らかである。被告人による本件標章の作成行為は、有印公文書偽造罪にいう「偽造」に当たると優に認められる。」

3. 問題の所在

「偽造」と認められるためには、文書が、一般人をして、作成権限者がその権限内において作成したものであると信じさせるに足る程度の外観を備えていることが必要である。本件では、そのような外観を有するかを判断するにあたって、文書の客観的な形状の他に、当該文書の本来的な用法をも考慮することが出来るか問題となる。

4. 検討

学説においては文書の行使形態に応じて「偽造」概念を相対化することについて、行使態様によって文書の外観は変化すると解すべきではない²との批判がなされている。

もっとも、文書偽造罪の保護法益は「文書に対する公共の信頼」にある。そして、我々は当該文書を信頼するか否かはその客観的な形状のみならず、行使形態をも加味して判断するのが通常である。また、文書のやりとり等に迅速性が求められる現代社会においては、いちいち文書の客観的な形状を確認するのは煩雑であるといえる。そうであるとすれば、本件判決のように文書の本来的な用法を加味して「偽造」を判断するという手法は評価できる。しかし、文書の行使形態を加味するといっても、文書の原本の客観的な形状は粗末なものであるにも関わらず、行使態様の部分に比重をおいた判断がなされると、偽造概念を無限定に拡大することになり妥当でない³。

そこで、行使態様を加味する場合には一定の制限を設ける事が必要であるとする。具体的には、①原本を直接行使した場合であって、②その文書をそれほど注意しないで見たときに真正の文書と信じうる程度の外観を備えていることが必要であるとする。

本件事案では、文書の外観について①②を満たすうえで文書の本来的な用法を加味して「偽造」に当たると判断しているのであり、妥当な判決であったといえる。

¹ 判例時報 2112 号 139 頁

² 西田典之『刑法各論 [5 版]』[成文堂,2010 年]350 頁

³ 山口厚『刑法各論 [2 版]』[有斐閣,2010 年]439 頁